

神宮前五丁目地区まちづくりに向けた有識者会議設置要綱

令和3年12月2日制定 3財財総第410号

(名称)

第1条 本会は、神宮前五丁目地区まちづくりに向けた有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者会議は、都民の城（仮称）及び周辺都有地（別紙参照）について、地域特性や都市をめぐる環境の現状及び変化等を踏まえ、ポストコロナのまちづくりの大きな方向性について検討することを目的に設置する。

(検討事項)

第3条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 神宮前五丁目地区まちづくりの大きな方向性に関すること
- 二 その他上記に関連した必要な事項

(組織)

第4条 有識者会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 有識者会議には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員又は前項の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(有識者会議の公開)

第5条 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。なお、議事要旨については、有識者会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、または座長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

(オンラインによる会議)

第6条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 委員又は第4条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知りえた情報を他にもらしてはならない。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局は、財務局財産運用部総合調整課及び都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

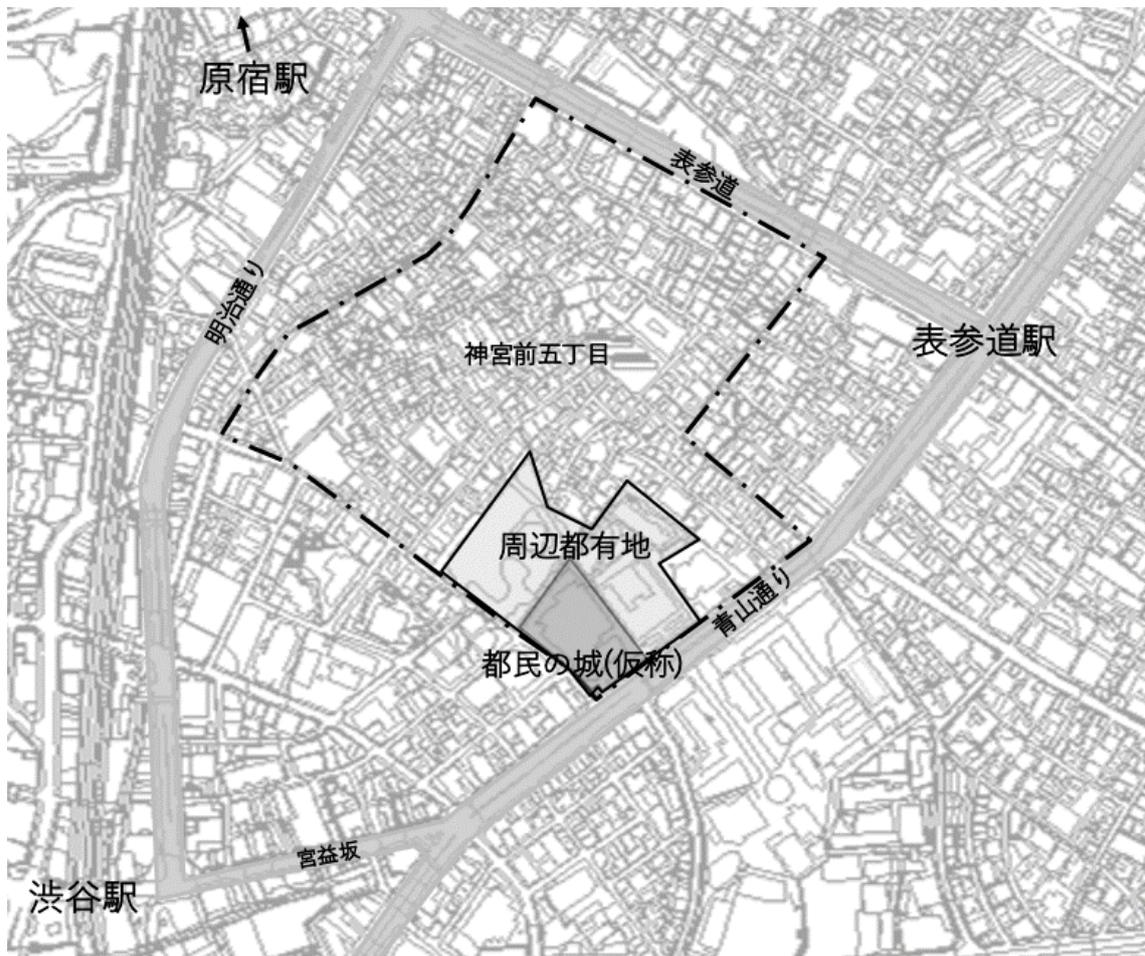
附則

この要綱は、令和3年12月2日から施行する。

別表

(委員)

朝日 ちさと	東京都立大学教授
伊藤 香織	東京理科大学教授
越塚 登	東京大学大学院教授
小林 真理	東京大学大学院教授
中井 検裕	東京工業大学大学院教授 (五十音順、敬称略)



※この地図は、国土地理院長の承認(平 24 関公第 269 号)を得て作成した東京都地形図

(S=1:2, 500)を使用(3都市基交第736号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。